

改正後	現行
<p>○とくに厳格な個人情報情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイドランスが公表されています。介護関係事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「同 Q&A（事例集）」に即した適切な取組が必要です。また、ガイドランスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイドランスに準拠した取組を行うことで利用者等からの信頼を得ていくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(別紙) 第三者評価結果 (略)</p> <p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>評価対象 II 組織の運営管理 II-1～II-3 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(別紙) 第三者評価結果 (略)</p> <p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>評価対象 II 組織の運営管理 II-1～II-3 (略)</p>

改正後	現行
<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p>	<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p>
<p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p>	<p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p>
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>
<p>26 II-4-(3)-① <u>地域の福祉ニーズ等を把握するため</u> <u>の取組が行われている。</u></p>	<p>26 II-4-(3)-① <u>福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</u></p>
<p><コメント></p>	<p><コメント></p>
<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>
<p><コメント></p>	<p><コメント></p>
<p>評価対象III 適切な福祉サービスの実施 III-1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>評価対象III 適切な福祉サービスの実施 III-1 利用者本位の福祉サービス</p>
<p>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>
<p>28 III-1-(1)-① (略)</p>	<p>28 III-1-(1)-① (略)</p>
<p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	<p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の<u>権利保護</u>に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>
<p><コメント></p>	<p><コメント></p>
<p>III-1-(2)～III-1-(5) (略)</p>	<p>III-1-(2)～III-1-(5) (略)</p>
<p>III-2 福祉サービスの質の確保 (略)</p>	<p>III-2 福祉サービスの質の確保 (略)</p>

現行	改正後
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)

改正後	現行
<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること ⑤～⑦ (略)</p> <p>3 組織 都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に關し次に掲げる委員会を設置するものとする。 なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 第三者評価基準委員会 ①・② (略) ③ 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること ④ (略)</p>	<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修<u>及び評価調査者継続研修</u>に関すること ⑤～⑦ (略)</p> <p>3 組織 都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に關し次に掲げる委員会を設置するものとする。 なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 第三者評価基準委員会 ①・② (略) ③ 評価調査者養成研修<u>及び評価調査者継続研修</u>に関すること ④ (略)</p>

改正後	現行
<p>4～6 (略)</p> <p>7 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>、都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、<u>評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修</u>を行うものとする。</p> <p>なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の<u>更新</u> <u>第三者評価機関の認証は更新することができる。</u> <u>この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10</u></p>	<p>4～6 (略)</p> <p>7 評価調査者養成研修<u>及び</u>評価調査者継続研修、都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、<u>評価調査者養成研修及び</u>評価調査者継続研修を行うものとする。</p> <p>なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の<u>取消し</u> <u>以下のいずれかに該当した場合、<u>第三者評価機関認証を取り消すことができる。</u></u></p>

改正後	現行
<p><u>件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならぬものとする。</u></p> <p><u>また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(3) 第三者評価機関認証の取消し</u> <u>第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならぬにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあつては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあつては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。</u></p> <p>(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(5) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (4)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(4) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p>

改正後		現行	
(別添3)	福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	(別添3)	福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)
(別添4)	福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	(別添4)	福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)
(別添5)	福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	(別添5)	福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)
(別添6)	評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	(別添6)	評価調査者養成研修等モデルカリキュラム
	<u>評価調査者養成研修</u> (略)		<u>評価調査者養成研修</u> (略)
	<u>評価調査者継続研修</u> (略)		<u>評価調査者継続研修</u> (略)
	<u>更新時研修</u>		<u>(新設)</u>
区分	研修課題	形態・ 時間数	目的
	1. <u>社会福祉制度の動向</u>	<u>講義・ 1時間 30分</u>	<u>社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。</u>
			<u>社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。</u>

<p>2. 分野 ごとの第 三者評価 のポイント 上</p>	<p>講義・ 2時間</p>	<p>分野ごとの第三者評 価の実施に当たっ て、留意すべきポイ ントについて理解す る。</p>	<p>分野ごとの第三者評 価の実施に当たっ て、積極的に評価す べき取組や留意すべ きポイントについて 講義を行う。</p>
<p>3. 演習</p>	<p>演習・ 2時間</p>	<p>分野ごとの特徴を踏 まえた第三者評価が 適切に行えるよう、 評価の技術や、視点 を習得する。</p>	<p>分野ごとの第三者評 価事例や、事業所に おける先進的な取組 についてグループワ ークを行う。</p>
<p>4. 講 評・まと め</p>	<p>全体 会・1時 間</p>	<p>演習の成果に基づい て評価調査者として 求められる技術や態 度等についてあらた めて理解を深める。</p>	<p>各グループにてとり まとめた演習の成果 を発表し、講師から の講評を行う。</p>

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0325 第2号」で検索すると閲覧できます。